

兵庫県公報

平成31年3月19日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の超過勤務に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の超過勤務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第1号

病院事業職員の超過勤務に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の超過勤務に関する規程（平成29年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までを削る。

第5条中「及び前条（第1項を除く。）」を削る。

附 則

この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。